



# 長野県報

4月22日(木)  
令和3年  
(2021年)  
第198号

## 目次

### 告示

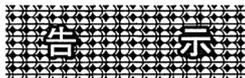
- 液化石油ガス販売事業者の認定（産業技術課） ..... 1
- 林道事業補助金交付要綱の一部改正（信州の木活用課） ..... 1
- 基本測量の終了（建設政策課） ..... 3
- 公共測量の実施（3件）（建設政策課） ..... 3
- 公共測量の終了（7件）（建設政策課） ..... 4
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課） ..... 6
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課） ..... 7
- 平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部改正（人事委員会事務局） ..... 7

### 公告

- クリーニング師試験の実施（食品・生活衛生課） ..... 8
- 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課） ..... 9
- 土地改良区役員の就任の届出（2件）（農地整備課） ..... 9
- 土地改良区役員の就退任の届出（8件）（農地整備課） ..... 10
- 土地改良区の定款変更の認可（2件）（農地整備課） ..... 14

### 訓令

- 長野県庁消防規程の一部改正（財産活用課） ..... 15



### 長野県告示第244号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定しました。

令和3年4月22日

長野県知事 阿部守一

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所又は所在地	認定年月日
東信ガス株式会社 代表取締役 土倉 芳春	上田市古里776番地1	令和3年4月8日

産業技術課

### 長野県告示第245号

林道事業補助金交付要綱（昭和34年長野県告示第633号）の一部を次のように改正し、令和2年度の補助金から適用します。

令和3年4月22日

長野県知事 阿部守一

第2第1項の表の森林環境保全整備事業の項中「同じ」を「この項において同じ。」に改め、「以下「林道規程」という。」を削り、「をいう。」を「をいう。以下同じ。」に改め、「(生産森林組合及び森林組合連合会を含む。以下同じ。)」を削り、「

特定森林再生事業	森林災害等復旧林道整備（森林管理道の開設）に要する経費	事業費の100分の51以内。ただし、森林組合等が行う過疎地域及び振興山村地域における事業については100分の56以内
----------	-----------------------------	--

を

山村強靱化林道整備事業	<p>1 山村強靱化林道（林道規程第3条(4)に規定する幹線であって、着手時から供用開始までの間に地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置付けられる林道）の開設に要する経費</p> <p>(1) 森林造成林道に係るもの</p> <p>(2) 峰越連絡林道に係るもの</p> <p>ア 幹線林道</p> <p>(ア) 市町村が行うもの</p> <p>(イ) (ア) 以外の者が行うもの</p> <p>イ その他の林道</p> <p>(3) (1) 及び (2) 以外の林道に係るもの</p> <p>2 山村強靱化林道の改良・舗装に関する経費</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの</p> <p>(2) その他の林道に係るもの</p> <p>3 路網計画の策定に要する経費</p>	<p>事業費の100分の51以内。ただし、森林組合等が行う過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の56以内</p> <p>事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の300分の203以内</p> <p>事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の46以内。ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の300分の103以内</p> <p>事業費の100分の51以内</p>
特定森林再生事業	森林災害等復旧林道整備（森林管理道の開設）に要する経費	事業費の100分の51以内。ただし、森林組合等が行う過疎地域及び振興山村地域における事業については100分の56以内

に改め、同表の農山漁村

地域整備交付金事業の項中「以下同じ。」の「」を「」に改め、「(林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知。以下「林道規程」という。）に規定する自動車道に該当する既設の林道（以下「既設林道」という。）と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を峰越し等により連絡する林道をいう。以下同じ）」を削る。

様式第1号中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「氏 名◎」を「氏 名」に、「昭和 年 月発生」を「 年 月発生」に改める。

様式第1号の2中「氏 名◎」を「氏 名」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同注とする。

様式第2号及び様式第3号中「氏 名◎」を「氏 名」に改める。

様式第4号、様式第6号及び様式第7号中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「氏 名◎」を「氏 名」に、「昭和 年度」を「 年度」に改める。

様式第8号中「 番 号」を「 番 号」に、「氏 名◎」を「氏 名」に、「昭和 年 月 日付長野県指令 第 号」を「 年 月 日付長野県指令 第 号」に改める。

様式第8号の2中「氏 名◎」を「氏 名」に改める。

様式第9号中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「氏 名◎」を「氏 名」に、「昭和 年度」を「 年度」に改める。

様式第9号の2及び様式第12号中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「氏 名◎」を「氏 名」に改める。

様式第13号及び様式第14号中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「氏 名◎」を

「氏名」に、「昭和 年度」を「 年度」に改める。  
様式第15号中「 番 号」を「 番 号」に「氏名」を「氏名」に、  
昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に「氏名」を「氏名」に、  
昭和 年 月 日付長野県指令 第 号」を「 年 月 日付長野県指令 第 号」に改める。  
様式第16号から様式第19号までの規定中「氏名」を「氏名」に改める。

信州の木活用課

**長野県告示第246号**

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月22日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）
- 作業期間  
令和3年3月1日から令和3年3月31日まで
- 作業地域  
長野県全域

建設政策課

**長野県告示第247号**

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年4月22日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量（航空レーザー計測）
- 作業期間  
令和3年4月12日から令和3年6月30日まで
- 作業地域  
長野市、松本市、安曇野市、東筑摩郡生坂村

建設政策課

**長野県告示第248号**

麻績村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年4月22日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量  
空中写真撮影（デジタル撮影・同時調整計算）34.38k㎡  
6コース（地図情報レベル1,000）
- 作業期間  
令和3年4月9日から令和3年9月30日まで

- 3 作業地域  
東筑摩郡麻績村

建設政策課

#### 長野県告示第249号

中日本高速道路株式会社名古屋支社長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年4月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和3年2月23日から令和4年4月18日まで
- 3 作業地域  
飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡辰野町、上伊那郡箕輪町、上伊那郡飯島町、上伊那郡南箕輪村、上伊那郡宮田村、下伊那郡松川町、下伊那郡高森町、下伊那郡阿智村

建設政策課

#### 長野県告示第250号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域  
長野県全域

建設政策課

#### 長野県告示第251号

林野庁中部森林管理局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）、標高データ（0.5mメッシュ）
- 2 作業期間  
令和2年8月31日から令和3年3月19日まで
- 3 作業地域  
飯田市、下伊那郡大鹿村、北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県告示第252号

長野県中部森林管理局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザー測量）、標高データ（0.5mメッシュ）
- 2 作業期間  
令和2年8月31日から令和3年3月25日まで
- 3 作業地域  
小諸市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町

建設政策課

長野県告示第253号

長野県中部森林管理局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業期間  
令和元年7月12日から令和3年3月24日まで
- 3 作業地域  
長野市、須坂市、飯山市、佐久市、南佐久郡南牧村、北佐久郡軽井沢町、木曾郡上松町、木曾郡木曾町、下高井郡木島平村、上水内郡信濃町、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第254号

長野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量  
（街区多角点【10A07】移設）
- 2 作業期間  
令和2年4月27日から令和3年3月16日まで
- 3 作業地域  
長野市大字長野元善町

建設政策課

長野県告示第255号

長野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点【10B34】復旧測量）
- 2 作業期間  
令和2年10月19日から令和3年3月1日まで
- 3 作業地域  
長野市

建設政策課

長野県告示第256号

大町市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年4月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量 地図情報レベル1000、2500、5000、10000数値地形図修正
- 2 作業期間  
令和2年8月24日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域  
大町市

建設政策課

長野県飯田建設事務所告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年5月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年4月22日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 151号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡阿南町新野 2 番の 314 地先から 下伊那郡阿南町新野 11 番の 1 地先まで	旧	m 12.5 ~ 51.4	Km 0.5244
同 上	新	12.5 ~ 51.4	0.5244
		5.4 ~ 56.7	0.3920

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡阿南町新野 3703 番の 8 地先から 下伊那郡阿南町新野 3032 番の 3 地先まで	旧	m 14.0 ~ 22.6	Km 0.5143
同 上	新	12.6 ~ 19.9	0.5143

道路管理課

**長野県安曇野建設事務所告示第4号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年5月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年4月22日

長野県安曇野建設事務所長 唐澤 則夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有明大町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市穂高有明 8952 番の9地先から 安曇野市穂高有明 7554 番の1地先まで	旧	7.0 ~ 9.4 <sup>m</sup>	0.8685 <sup>Km</sup>
		6.0 ~ 21.3	0.8644
同 上	新	6.0 ~ 21.3	0.8644

道路管理課

**長野県飯田建設事務所告示第20号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年5月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年4月22日

長野県飯田建設事務所長 細川 容宏

- 1 路線名 151号
- 2 供用を開始する区間  
下伊那郡阿南町新野2番の314地先から  
下伊那郡阿南町新野11番の1地先まで  
  
下伊那郡阿南町新野3703番の8地先から  
下伊那郡阿南町新野3032番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年4月23日

道路管理課

**長野県人事委員会告示第2号**

平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正し、令和3年4月22日以後に合格を発表する試験に係る記録情報から適用します。

令和3年4月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

表の長野県警察行政職員採用試験（大学卒業程度）の項中「教養試験」の次に「の点数（資格・技能の加算点を含む。）」を加え、同表の長野県警察行政職員採用試験（高校卒業程度）の項中「」の点数」の次に「（資格・技能の加算点を含む。）」を加え、同表の長野県警察官採用試験（A）の項及び長野県警察官採用試験（B）の項中「教養試験」の次に「の点数（資格・技能の加算点を含む。）」を加える。

人事委員会事務局